



令和2年9月29日
中部地方整備局

10・11・12月は「建設業取引適正化推進期間」です

～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、10・11・12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、10・11・12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化に関し幅広く法令遵守に関する活動を行うこととしたのでお知らせいたします。

※本年度の実施内容は別紙のとおりです。

<配布先> 中部地方整備局記者クラブ
岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ
三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ

【連絡先】 建政部 建設業適正契約推進官 久保田 素広
建設産業課長補佐 正木 貴文
TEL 052(953)8572
FAX 052(953)8606

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」の実施について

1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

国土交通省及び都道府県では、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、10・11・12月の「建設業取引適正化推進期間」において、法令遵守に関する活動を重点的に行います。また、今年度は改正建設業法の周知・徹底を行います。

2. 期間

令和2年10・11・12月(10月1日～12月28日)

3. 主催

中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

4. 実施内容

- (1) ポスターの掲示(中部地方整備局、県・市町村、建設業関係団体等)
- (2) ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業者を対象とした講習会等の開催

中部地方整備局

- ・建設業法令遵守ガイドライン等の説明動画配信
- ・出前講座の実施

静岡県

日時：令和2年10月12日(月)13:00～15:45
場所：ペガサート内B-nest 6階プレゼンテーションルーム(静岡市葵区御幸町3-21)
定員：80名

三重県

- ①日時：令和2年11月13日(金)13:30～16:30
場所：三重県松阪庁舎 6階大会議室(松阪市高町138)
定員：50名
- ②日時：令和2年11月20日(金)13:30～16:30
場所：三重県四日市庁舎 6階大会議室(四日市市新正4-21-5)
定員：100名
- ③日時：令和2年11月27日(金)13:30～16:30
場所：三重県伊勢庁舎 4階401会議室(伊勢市勢多町628-2)
定員：50名

(4) 立入検査等の実施

- ・知事許可業者に対し、県と中部地方整備局との合同立入検査を実施
- ・大臣許可業者に対し、中部地方整備局と県との合同立入検査を実施



岐阜県

講習会は開催しません

※建設業法令遵守等に関する資料を岐阜県Webページにて公開します。

愛知県

講習会は開催しません

※建設業法令遵守等に関する資料を愛知県Webページにて公開します。

※詳細は、裏面の講習会等一覧をご覧ください。

<建設業取引適正化推進期間に関するお問合せ先>

国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課 (担当: 正木・熊谷)

TEL(052)953-8572

「建設業取引適正化推進期間」における講習会等一覧

【中部地方整備局】

内容	問合せ先
<p>建設業法令遵守に関する説明動画を配信します</p> <p>「建設業法令遵守ガイドライン」・「建設企業のための適正取引」に関する説明動画を中部地方整備局Webページにて公開(10月中旬予定)します。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html)】でご確認ください。</p>	国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課 052-953-8572
<p>出前講座を実施します</p> <p>「建設業の働き方改革(主に改正建設業法)」について、建設業団体等に出向き、講演を実施します。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/local_info/sougou/contents/koushi)】 でご確認ください。</p>	

【岐阜県】

内容	問合せ先
<p>建設業法令遵守等に関する資料を岐阜県Webページにて公開します (10月中旬予定)</p> <p>詳細は【岐阜県Webページ(https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_4770.html)】 でご確認ください。</p>	岐阜県 県土整備部 技術検査課 058-272-8504

【静岡県】 講習会を開催します

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
10月12日(月) 13:00~15:45	【ふじのくに建設産業働き方改革推進大会】 ・建設現場も働き方改革！(静岡労働局) ・建設業の働き方改革について(中部地方整備局)	ペガサート内B-nest 6階 プレゼンテーションルーム (静岡市葵区御幸町3-21)	80	不要	静岡県 交通基盤部 建設支援局 建設業課 054-221-3057

【愛知県】

内容	問合せ先
<p>建設業法令遵守に関する資料を愛知県Webページにて公開します (10月中旬予定)</p> <p>詳細は【愛知県Webページ(https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo)】でご確認ください。</p>	愛知県 都市整備局 都市基盤部 都市総務課 052-954-6503

【三重県】 講習会を開催します

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月13日(金) 13:30~16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について(中部地方整備局) ・改正建設業法について(中部地方整備局) ・職人基本法について ・社会保険制度について	三重県松阪庁舎 6階 大会議室 (松阪市高町138)	50	不要	三重県 県土整備部 建設業課 059-224-2660
11月20日(金) 13:30~16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について(中部地方整備局) ・改正建設業法について(中部地方整備局) ・金属関連業者との取引条件改善に向けて(経済産業省) ・職人基本法について	三重県四日市庁舎 6階 大会議室 (四日市市新正4-21-5)	100		
11月27日(金) 13:30~16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について(中部地方整備局) ・改正建設業法について(中部地方整備局) ・職人基本法について ・社会保険制度について	三重県伊勢庁舎 4階 401会議室 (伊勢市勢田町628-2)	50		

【注意点】

- 講習会の対象者は建設業を営む方です。なお、全会場とも受講料は無料です。
- 開催内容に変更がある場合がありますが、ご了承願います。
- お越しの際には公共交通機関をご利用ください。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いします。

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行ってきたところである。

令和2年度については、11月に建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）を集中的に開催した場合、各開催会場において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることにより、参加人員が抑制され、周知対象を狭めてしまうおそれがあることから、今年度については、11月の集中実施に拘らず、開催日の選択肢にゆとりをもたせるため、「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、期間を10月から12月に拡大することとし、下記により、適切な「三つの密」対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

1. 期間

令和2年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報

- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、換気の励行等に努める。

② 留意事項等

- i 令和2年10月1日に一部規定を除き改正建設業法が施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されることから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。

(3) 立入検査等

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査等（書面による調査も含む。以下同じ。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等（合同立入検査等を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意する。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。